

令和8年3月26日

第 32 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

- 令和8年3月26日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第32回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。
- 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	2番	山本秀弘
〃	3番	川合 一
〃	4番	落 雅美
〃	5番	宮野秀子
〃	6番	井川和彦
〃	8番	松村宗雄
〃	9番	坂本純科
〃	10番	土居義和
〃	11番	石岡 渡
〃	12番	梅田 徹
〃	13番	池田裕之
〃	14番	片山 裕
〃	15番	曾我貴彦
〃	16番	細山正己

- 本日、この会議を欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	中岡博晃
〃	7番	野呂栄二

- 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 局長	佐々木孝太
	事務局 次長	佐藤隆広
	農地係 主任	篠原 司
	振興係 主任	中村利美

- 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

- | | |
|--------|---|
| 議案第 1号 | 現況証明願いについて |
| 議案第 2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第 3号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 議案第 4号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について |
| 議案第 5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について |
| 議案第 6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について |

- 議案第 7号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- 議案第 8号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- 議案第 9号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- 議案第 10号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- 議案第 11号 令和8年度最適化活動の目標の設定（案）並びに令和8年度余市町農業委員会活動計画（案）について
- 議案第 12号 余市町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について

■■■、■■■。土地の表示、■■■■■■■■■■、地目、公簿現況ともに畑、面積■■■■■■■■ m²。賃貸借期間、平成29年3月29日から令和9年1月26日、合意解約日、令和8年3月4日、土地の引き渡し時期、令和8年3月26日でございます。

補足説明として、今回の合意解約については、■■■さんの農業経営の法人化により、本日の議題でございます議案第9号の農用地利用集積等促進計画による法人への賃貸借に伴うものでございます。

以上1件の提出でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

細山議長 事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第3号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

細山議長 ご異議がないようですので、議案第3号につきまして申請のとおり可といたします。

ここで暫時休憩といたします

(休憩中に農用地利用集積等推進会議開催)

(休憩時間午後1時47分～午後2時30分)

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第4号ないし議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、一括して議題に供します。

番外から内容説明いたさせます。

中村主任 ただ今、一括上程されました議案第4号ないし議案第6号につきまして、私の方から朗読説明させていただきます。

19ページをお開き願います。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、余市町長より意見を求められた、別紙、農用地利用集積等促進計画(案)について決定し、同法第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して計画を定めるべき旨の要請をすることについて、審議採決願いたい。

また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合は、即日

認可することについて、併せて、審議採決願いたい。

令和8年3月26日提出 余市町農業委員会 会長 細山正己。

20ページをお開き願います。農用地利用集積等促進計画、買入（案）
整理番号1 即売りタイプでございます。1、各筆明細 所有権の移転を
受ける者 ■■■■■■ ■■■■■■■■ 所有権を移転する者 ■■■
■■■■■■■■■ ■■■■■■

所有権を移転する土地につきましては、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 地目、
登記簿、現況とも畑、ほか■筆。合計■筆、面積■■■■■■■■■㎡でございます。

所有権移転の内容につきましては、所有権の移転時期、公告日、対価■
■■■■■■■万円から乙が負担する手数料■■■■■■■■■円と消費税■■
■■■■■円を差し引いて支払期限の令和8年7月17日までに甲が指定口座
に振込むものでございます。

当事者間の法律関係は売買であり、引渡の時期は対価の支払日でございます。

21ページをお開き願います。

2、共通事項でございます。

22ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

23ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画<売渡>（案）整理番号2 即売りタイプで
ございます。1、各筆明細 所有権の移転を受ける者 ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ 所有権を移転する者 ■■■■■■■■ ■■■
■■■■■■■

所有権を移転する土地につきましては、整理番号1と同様でございます。

所有権移転の内容につきましては、所有権の移転時期、公告日、対価■
■■■■■■■円に手数料■■■■■■■■■円と消費税■■■■■■■円を含めて支
払期限の令和8年7月3日までに甲が指定口座に振込むものでございます。

当事者間の法律関係は売買であり、引渡の時期は対価の支払日でございます。

24ページをお開き願います。

こちらは2、共通事項となっておりますので、後刻ご高覧願います。

25ページをお開き願います。

こちらは別紙、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

所有権の移転を受ける土地の面積は■■■■■■■■■㎡、所有権の移転を受
ける者が所有権移転後に耕作又は養畜の事業に供する農用地の面積は■■
■■■■■㎡。主たる経営作目は、「りんご、トマト、醸造用ぶどう」でござ
います。世帯員の農作業従事者の状況といたしましては、農業従事者2人で
農機具の所有状況は、トラクター3台、スピードスプレーヤー1台、乗用
草刈機1台、除雪機1台、軽トラック1台、フォークリフト1台、ホイー

4 3 ページをお開き願います。

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、余市町長より意見を求められた、別紙、農用地利用集積等促進計画(案)について決定し、同法第 1 8 条第 1 1 項の規定により、農地中間管理機構に対して計画を定めるべき旨の要請をすることについて、審議採決願いたい。

また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合は、即日認可することについて、併せて、審議採決願いたい。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出 余市町農業委員会 会長 細山正己。

4 4 ページをお開き願います。農用地利用集積等促進計画、買入(案) 整理番号 5 即売りタイプでございます。1、各筆明細 所有権の移転を受ける者 ■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 所有権を移転する者 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■

所有権を移転する土地 ■■■■■■■■■■■■ 地目、登記簿、現況とも畑、面積■■■■■■■■m²の■筆でございます。

所有権移転の内容につきましては、所有権の移転時期、公告日、対価■■■■■■■■円から乙が負担する手数料■■■■■■■■円と消費税■■■■■■■■円を差し引いて支払期限の令和 8 年 9 月 1 8 日までに甲が指定口座に振込むものでございます。

当事者間の法律関係は売買であり、引渡の時期は対価の支払日でございます。

4 5 ページをお開き願います。

2、共通事項でございます。

4 6 ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

4 7 ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画<売渡>(案) 整理番号 6 即売りタイプでございます。1、各筆明細 所有権の移転を受ける者 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■ 所有権を移転する者 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■

所有権を移転する土地につきましては、整理番号 5 と同様でございます。

所有権移転の内容につきましては、所有権の移転時期、公告日、対価■■■■■■■■円に手数料■■■■■■■■円と消費税■■■■■■■■円を含めて支払期限の令和 8 年 9 月 4 日までに甲が指定口座に振込むものでございます。

当事者間の法律関係は売買であり、引渡の時期は対価の支払日でございます。

4 8 ページをお開き願います。

こちらは 2、共通事項となっておりますので、後刻ご高覧願います。

4 9 ページをお開き願います。

こちらは別紙、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

目、現況ともに畑 面積■■■■■㎡ ほか■筆 計■筆 合計面積■■■■■㎡でございます。

設定する利用権につきましては、始期、公告日 終期、令和13年3月3日 貸付■■■■■円、支払い方法 毎年12月10日までに指定口座へ振込むものでございます。

86ページをお開き願います。

2、共通事項でございます。

87ページをお開き願います。

別紙 所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

88ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

89ページをお開き願います。

申出地は、■■■■■から■■■■■に入り、約■■■km程入った色塗り部分の土地となっております。

90ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画作成に係る農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項確認書でございます。

議案第10号につきましては、以上でございます。

農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号に該当する必要があるとあり、当該申し出により作成された計画(案)の内容は、議案第4号ないし議案第10号まですべて要件を満たしていると考えます。

以上、一括上程されました議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 及び 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 並びに議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、並びに議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、並びに議案第8号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、並びに議案第9号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、並びに議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、ご説明申し上げましたので、各委員におかれましては、よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。

細山議長

事務局からの内容説明が終わりましたので、これより審議に入ります。議案第4号について、ご異議ございませんでしょうか。

一 同

(異議なし)

細山議長 ご異議がないようですので、議案第4号につきまして申請のとおり可と決定いたします。

 続きまして、議案第5号について、ご異議ございませんでしょうか

一 同 (異議なし)

細山議長 ご異議がないようですので、議案第5号につきまして申請のとおり可と決定いたします。

 続きまして、議案第6号について、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

細山議長 ご異議がないようですので、議案第6号につきまして申請のとおり可といたします。

 続きまして、議案第7号について、ご異議ございませんでしょうか

一 同 (異議なし)

細山議長 ご異議がないようですので、議案第7号につきまして申請のとおり可と決定いたします。

 続きまして、議案第8号について、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

細山議長 ご異議がないようですので、議案第8号につきまして申請のとおり可といたします。

 続きまして、議案第9号について、ご異議ございませんでしょうか。

12番 議長

細山議長 はい、12番

12番 82ページですが、■■■■■■■■、■■■■■■■■、■■■■■■■■は■■■ではなく、■■■ではないでしょうか。

佐藤次長 12番梅田委員の質問にお答えさせていただきます。ご指摘のとおり、■■■さんの土地でありますので、訂正してお詫び申し上げます。

細山議長 他にご異議ございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

細山議長 ご異議がないようですので、議案第9号につきまして申請のとおり可
いたします。

続きまして、議案第10号について、ご異議ございませんでしょうか

5 番 議長

細山議長 はい、5番

5 番 今、佐藤次長は終期令和18年と口述されましたが、書類では令和13
年となっております。どちらが正しいですか。

佐藤次長 5番宮野委員の質問にお答えさせていただきます。記載された令和13
年が正しく、口述が誤っております。訂正してお詫び申し上げます。

細山議長 他にご異議ございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

細山議長 ご異議がないようですので、議案第10号につきまして申請のとおり可
と決定いたします。

次に本日、追加議案の提出がございます。

事務局より議案の配布をお願いします。

それでは、追加議案となった事由の説明をいたさせます。

佐々木局長 本日、追加議案として提出いたします案件は、議案第11号につきまし
ては、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2
日付け農林水産省経管局長通知）により農業委員会の毎年度3月末までに
翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都
道府県知事に報告するものとすると言われておりますことから、本総会に付
議するものでございます。

また、議案第12号につきましては、令和5年1月31日に策定してお
ります「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において、農業委員
の改選期である3年ごとに見直しを図ることとなっていることから、本総
会に付議するものでございます。

以上により、本総会において追加議案として提出するものでございま
すのでよろしくお願い申し上げます。

細山議長 ただいま事務局より説明のありました議案第11号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)並びに令和8年度余市町農業委員会活動計画(案)について、及び、議案第12号 余市町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを本日の議案に追加することに、ご異議ございませんでしょうか

一 同 (異議なし)

細山議長 ご異議がないようですので、本日の議案に議案第11号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)並びに令和8年度余市町農業委員会活動計画(案)について、及び議案第12号 余市町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを追加することに決しました。

それでは、議案第11号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)並びに令和8年度余市町農業委員会活動計画(案)についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

佐々木局長 ただ今、上程されました議案第11号につきまして、朗読・説明させていただきます。

議案第11号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)並びに令和8年度余市町農業委員会活動計画(案)について。令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)並びに令和8年度余市町農業委員会活動計画(案)について、別紙のとおり本会に付議する。

令和8年3月26日提出、余市町農業委員会会長 細山正己
92ページをお開き願います。

令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)でございます。

農業委員会の状況として、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要について記載しております。

93ページをお開き願います。

最適化活動の目標でございます。

農地の集積の現状及び課題について、管内の農地面積は1,420ha、これまでの集積面積は1,306haとなっており集積率は92.0%となっております。

課題といたしまして、経営主の高齢化、担い手不足による遊休農地化、農地の分散等が農地の確保・有効利用を図る上での課題となっております。

目標でございますが、今年度の新規集積面積は15ha、今年度末の集積面積は1,321haとしております。

遊休農地の現状は0ha、課題は、経営主の高齢化と担い手不足による遊休農地の発生防止であります。

94ページをお開き願います。

新規参入の促進でございますが、令和5年度は9経営体、28ha、令和6年度は4経営体、10.7ha、令和7年度は8経営体、17haとなっております。

課題といたしましては、担い手の高齢化が進んでいる中、新規就農者を育成・確保し、就農後の定着を図るため、関係機関等と連携を図り、情報収集を行い、意欲ある新規就農者等への確保に努める。また、既に就農している新規就農者へのフォローアップを行うこととしております。

最適化活動の活動目標ですが、日数目標は1人当たり月5日としております。

活動強化月間の設定ですが、8月に農地パトロールによる遊休農地の発生・解消等、12月、2月に農地利用の意向確認を目標としております。

新規参入相談会への参加は1回、札幌市で開催予定の北海道新規就農フェアへの参加を目標としております。

95ページをお開き願います。

次に、令和8年度余市町農業委員会活動計画（案）でございます。

1、活動計画の趣旨ですが、余市町の農業は、明治時代に始まり、令和を迎えた今日まで、恵まれた気候風土と地の利を活かし、先人のたゆまぬ努力により果樹と野菜の食料生産基地として重要な役割を果たしてきました。昨今は、後志自動車道が余市町まで開通するなど道路網の整備が順調に進む中、一大消費地である札幌市やインバウンドで賑わう倶知安ニセコエリアをターゲットとし、高付加価値な農産物を広域的販売に繋げられるかが重要な課題となっております。

余市町農業委員会は、これまで継続して取り組んできた地域農業発展のための諸施策と今日の課題を踏まえ、農業構造の改善を推進してきましたが、近年は担い手・後継者不足が深刻化、更には地域農業の人手不足の加速化など厳しい状況となっており、その解消に向け新規就農者の受け入れや農地の利用集積の促進など、農地利用の最適化の推進に関して活動目標を設定し、着実な成果を上げていくことが求められております。

このような諸課題を踏まえ、農業委員会系統組織の全国統一理念のもとに、全農業委員が一体となって地域農業及び農業者の利益代表機関である

行政委員会として、関係行政庁及び団体と連携協力しながら、本町農業の振興、農業者の経営と生活の安定向上を目指すとともに、農地行政関係業務や農業経営の合理化・効率化に資する業務などに精励し、農業委員一人ひとりが責任を持ってかつ積極的に啓蒙啓発・相談・情報収集活動に取り組み、「地域農業者と共に行動する農業委員会づくり」を基調とした活動に努め、地域農業者の期待に応えるべく取り組みを推進します。

2、活動計画の重点事項及び取り組み。こちらにつきましては、大きく次の7項目を掲げております。

1) 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の発生防止・解消

9 6 ページをお開き願います。

2) 農地流動化の促進と利用増進の推進

3) 地域農業振興対策の推進

4) 担い手の育成・確保対策の推進

5) 農業者年金業務の推進

9 7 ページをお開き願います。

6) 情報提供の推進

7) 農業委員会組織としての役割

以上、議案第11号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）並びに令和8年度余市町農業委員会活動計画（案）についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

細山議長 事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第11号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

9 番 はい、議長

細山会長 はい、9番

9 番 最適化活動の現状と目標はわかりましたが、過年度の状況や推移を知りたいが教えてもらえるか。

佐々木局長 最適化活動の目標は毎年度設定しているため、この場では提供できないが、後日情報提供することは可能かと思えます。

9 番 ぜひ提供していただきたいです。

細山議長 他にご異議ございませんでしょうか。

14番 はい、議長

細山議長 はい、14番

14番 94ページの活動目標について、一人当たり、5日となっているが、次年度から、日数は増えるということか

佐々木局長 5日については、昨年同様となっており、活動日数が増えているということではございません。

細山議長 他にご異議ございませんでしょうか。

一同 (異議なし)

細山議長 ご異議がないようですので、議案第11号につきまして申請のとおり可といたします。

次に、議案第12号 余市町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたします。

佐々木局長 ただ今、上程されました議案第12号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第12号 余市町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について。余市町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、別紙のとおり本会に付議する。

令和8年3月26日提出 余市町農業委員会 会長 細山正己
99ページをお開き願います。

こちらの「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)でございますが、令和5年1月31日に当初の策定を行っているところでございますが、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うとされておりますことから、このたびご提案申し上げるものでございます。以下、朗読説明させていただきます。

余市町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)
「第1 基本的な考え方」農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年

4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

余市町においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、農業者の高齢化・農業後継者不足などが進行しており、農業人口減少に伴う遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消、さらには担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案による改正後の農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、余市町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する余市町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

100ページをお開き願います。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法であります。

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1)遊休農地の解消目標ですが、現状、3年後の目標、10年後の目標を記載しております。なお、令和6年度において遊休農地は解消されておりますので、今後の遊休農地発生の防止を目標として0haとしてございます。

(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について。農業委員の担当制又はチーム制による農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項

の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について。利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について。利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法。遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

101ページをお開き願います。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について（

(1) 担い手への農地利用集積目標

こちらにつきましては、現状、3年後の目標、10年後の目標を表に記載してございます。また【参考】といたしまして、下段の表に、担い手の育成・確保について、現状、3年後の目標、10年後の目標を記載しております。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて。農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

102ページをお開き願います。

② 農地中間管理機構等との連携について。農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について。管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い。農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法。担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標ですが、現状、3年後の目標、10年後の目標を表に記載しております。

103ページをお開き願います。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法。

①関係機関との連携について。都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェア等への参加について。市町村、農協等と連携し、農業委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について。担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について。農業委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基

づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

余市町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、余市町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力

以上、議案第12号 余市町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

細山議長 事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第12号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

細山議長 ご異議がないようですので、議案第12号につきまして申請のとおり可
といたします。

以上、本日もご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたの
で、第32回総会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でございます。

(閉会宣言の時刻 午後3時33分)

(本会議所要時間 80分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 4 番

議事録署名委員 余市町農業委員 9 番